

議案第2号

西三河都市計画下水道の変更（西尾市決定）について

西三河都市計画下水道について、別紙のとおり変更したいので貴審議会の意見を求めます。

令和5年10月31日

西尾市都市計画審議会長

提案理由

下水道全体計画区域見直しに伴い排水区域の変更（削除）を行うものである。

西三河都市計画下水道の変更（西尾市決定）

都市計画西尾公共下水道「2.排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

（備考）汚水：約 2,492ha　雨水：約 2,492ha

理　　由

下水道全体計画区域見直しに伴い排水区域の変更（約21ha削除）を行うものである。

【 理 由 書 】

本市公共下水道は、「矢作川・境川流域下水道（矢作川処理区）」の流域関連公共下水道として昭和 52 年度に事業着手以後、今日まで鋭意事業の進捗に努めてきた。

昨今の下水道事業を取り巻く環境は、公共事業予算が年々縮小される中で、膨大な施設のストックを維持管理する負担も大きくなると予想され、財政的に非常に厳しい状況になっている。そこで、下水道事業だけでは整備が長期間にわたり多額の先行投資を必要とすることから、汚水処理の早期概成を成すべく下水道以外の整備手法の選択も考慮する必要性が求められるようになった。

令和 3 年度に策定した汚水適正処理構想では、「10 年概成」を目指し早期に整備を完了するべく、既整備地区及び設計済み区域を精査（下水道として位置付け）したうえで、下水道未整備区域について浄化槽へ転換する方針として大幅に下水道計画区域を縮小したものである。これにより、令和 7 年度までに全ての下水道の整備が完了し、今後は、今までのストックの管理に注力するため維持管理主体の事業へシフトすることになる。なお、削除する区域（浄化槽対応となる区域）については、平成 30 年度に有識者と市民で構成する西尾市上下水道事業審議会を経て「下水道未整備地区の凍結（浄化槽への転換）」の答申を受け決定し、令和元年 11 月 15 日に地元へ回覧し周知を行ったものである。

今回の都市計画決定では、これら下水道計画区域の縮小の見直しを反映するべく以下の変更を行うものである。

記



1. 下水道整備（汚水）を行う見込みの無い区域として、一色町治明の一部（約 21ha）を削除する。
2. 雨水は、変更なし

以 上

西三河都市計画下水道の変更(西尾市決定)
[参考図] 汚水 縮尺1/10,000

排水区域の変更(削除)
一色町治明の一部(約21ha)



凡 例	
	排水区域界(変更無)
	排水区域界(変更前・削除)

都市計画策定の経緯 西三河都市計画下水道の変更（西尾市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	令和5年 6月27日	広報にしお6月1日号掲載
公 聴 会	—	
事 前 協 議	令和5年 8月30日	
事 前 協 議 回 答	令和5年 9月19日	
案 の 縦 覧	令和5年10月11日から 令和5年10月25日まで	
市町村都市計画審議会	令和5年10月31日	
知 事 へ の 協 議	令和5年11月 中旬	以下予定
知 事 回 答	令和5年12月 中旬	
決 定 告 示	令和5年12月 下旬	